



国立大学法人

長崎大学
NAGASAKI UNIVERSITY

プレスリリース

平成22年 3月19日

長崎大学における懲戒処分の公表について

このたび、本学において実施した職員の戒告処分事案について、別紙のとおり公表します。

本事案は、平成21年8月に実施した学内の諸手当現況届等において判明したもので、このほかに扶養手当及び通勤手当の届出義務に違反した職員8名に対し、文書による訓告並びに文書による嚴重注意を行いました。

【問い合わせ先】 長崎大学総務部人事管理課人事管理班 ちぎた 千北 茂

電話：095-819-2035

長崎大学における職員の懲戒処分事案

| No | 所属 | 役職段階等 | 処分量定 (処分年月日) | 事案の概要 |
|----|-----|------------------|--------------------|--|
| 1 | 工学部 | 准教授（男） (40歳代) | 戒告 (平成22年3月2日) | <p>職員の配偶者に扶養手当の受給要件である年額130万円を超える所得があったにもかかわらず、所定の手続きを行わずそれを放置し、税務署からの連絡により配偶者に給与所得があったことが発覚するまで扶養手当を不正に受給していたものである。</p> <p>不正受給した期間と額は、平成16年4月から平成21年8月まで5年5月、総額約110万円。</p> <p>不正受給した扶養手当の全額は大学へ返還させた。</p> |
| 2 | 工学部 | 助手（男） (50歳代) | 戒告 (平成22年3月17日) | <p>職員の母親（別居）に扶養手当の受給要件である年額130万円を超える所得があったにもかかわらず、所定の手続きを行わずそれを放置し、税務署からの連絡により母親に不動産所得（家賃収入）があったことが発覚するまで扶養手当を不正に受給していたものである。</p> <p>不正受給した期間と額は、平成15年4月から平成21年9月まで6年6月、総額約110万円。</p> <p>不正受給した扶養手当の全額は大学へ返還させた。</p> |